11. リースにより使用する固定資産に関する注記

12. 金融商品に関する注記
13. 賃貸等不動産に関する注記
14. 持分法損益等に関する注記
15. 関連当事者との取引に関する注記

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引の借主である会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項を注記する。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該事業年度の末日における取得原価相当額
二　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
三　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
四　一から三までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

8．関連当事者との取引に関する注記

関連当事者（会社計算規則第140条第４項の規定によるもの）との取引に関する注記は、会社と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。また、関連当事者との取引に関する注記は、以下の一から八までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、四から六まで及び八に掲げる事項を省略することができる。

一　当該関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項
　イ　その名称
　ロ　当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合
　ハ　当該会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
二　当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
　イ　その氏名
　ロ　当該会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
三　当該会社と当該関連当事者との関係
四　取引の内容
五　取引の種類別の取引金額
六　取引条件及び取引条件の決定方針
七　取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
八　取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

㈱　なお、関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、一から八までに規定する注記を要しない。

一　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
二　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
三　㈱一及び㈱二に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引